

| 2.管理コード | 3.規制の特例事項名                        | 6.措置の分類 | 7.措置の内容 | 8.措置の概要(対応策)   | 11.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請   | 12.措置の分類の見直し | 13.措置の内容の見直し | 14.各省庁からの再検討要請に対する回答   | 15.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請  | 16.措置の分類の見直し | 17.措置の内容の見直し | 18.各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 規制特例提案事項管理番号         | 提案主体名            | 特区計画の名称  | 規制の特例事項(事項名) |
|---------|-----------------------------------|---------|---------|--|--|--------------|--------------|--|--|--------------|--------------|-----------------------|----------------------|------------------|--|--------------|
| 060010  | 商談会等参加者に対する数次査証発給要件の緩和            | D-1     |         | 特別の理由があると認められる場合には数次査証を発給する。   | 貴省回答にある「特別の理由」につき具体的に回答されたい。<br>また、その場合において、どの国に対しても認められるのか回答されたい。   |              |              | 特別の理由」とは、査証申請人が頻繁に訪日する確実な予定があり、かつ個別に査証申請していたのでは支障が生ずるなど、数次査証の発給を受ける必要があることを指す。上記の措置については国籍による限定はない。  | 提案主体の意見によれば、商用目的で来日する中国人については発給される「APECビジネス数次査証」では、発給対象者の職位、対象所属企業に限定があるが、特区内で開催される特定の国際会議等への出席者については、職位を問わず数次査証が取得できるようであり、これについて検討し回答されたい。 | D-1          |              | 1008040               | 福岡県(4000)、福岡市(40130) | 福岡アジアビジネス特区      | 外国人の在留資格要件(投資・経営)在留資格の取得要件緩和又は「商用」在留資格の新設)の緩和        |              |
| 060020  | 対内投資企業等の出張者に対する数次査証発給要件の緩和        | D-1     |         | 特別の理由があると認められる場合には数次査証を発給する。   | 貴省回答にある「特別の理由」につき具体的に回答されたい。<br>また、その場合において、どの国に対しても認められるのか回答されたい。   |              |              | 特別の理由」とは、査証申請人が頻繁に訪日する確実な予定があり、かつ個別に査証申請していたのでは支障が生ずるなど、数次査証の発給を受ける必要があることを指す。上記の措置については国籍による限定はない。  |  |              |              | 1008050               | 福岡県(4000)、福岡市(40130) | 福岡アジアビジネス特区      | 公的機関が設置する外国企業誘致を目的とした施設に入居する外国企業に従事する外国人の在留資格取得要件の緩和 |              |
| 060030  | 中国特定地域からの訪日団体旅行者に対する短期滞在査証発給要件の緩和 | C       | IV      | 中国国民訪日団体観光における対象地域については、失踪者の発生、本制度を悪用した事例の発生等にも鑑み、関係省庁と共に全国レベルでの拡大の可否を慎重に検討している。   | 貴省の回答では、関係省庁と共に全国レベルでの拡大の可否を慎重に検討している」とあるが、その検討内容、実施時期につき明らかにされたい。<br>また、特区において先行実施できないか、検討し、回答されたい。                   |              |              | 検討内容や実施時期については、相手国との関係等もあり、現時点において明らかにすることは困難である。また、入国した外国人の移動を制限できない以上、団体観光旅行の実施は全国レベルにおける対応が不可欠であり、特区での先行実施は困難である。   |  |              |              | 2107010               | 岡山県(33000)           | 日中友好観光特区         | 中国訪日団体旅行に係る短期滞在査証発給特例の一定条件下での対象地域拡大                  |              |
| 060040  | 韓国人観光客に対する査証免除                    | C       | IV      | 国際交流の促進を図るという点は理解できるが、入国した外国人は入国後自由に国内を移動できることに鑑み、特区としての対応にならず、全国レベルで対応すべき問題。将来的課題として検討したい。韓国人については、昨年1月より大幅な査証緩和措置がとられている他、全国レベルでの査証免除についても、韓国側と協議を行っている。 | 貴省回答によれば「全国レベルで対応すべき問題。将来的課題として検討したい」とのことであるが、その検討内容、実施時期につき明らかにされたい。<br>また、地方公共団体が関与する等により特区において先行実施できないか、検討し、回答されたい。 |              |              | 査証免除措置の実施については、政治的、経済的、社会的、公安上の諸要因を総合的に考慮して検討する必要があるところ、相手国との関係等もあり、現時点で検討内容、実施時期等を明らかにすることは困難である。なお、入国した外国人の移動を制限できない以上、査証免除措置は全国レベルにおける対応が不可欠であり、特区での先行実施は困難である。 | 地方公共団体が不法滞在にならないよう適切な措置を講じることにより、特定の国や目的により、査証免除措置がとれないか我が国の観光振興の観点からも検討し、回答されたい   | B,C          |              | 2041010               | 長崎県(42000)           | しま交流人口拡大特区       | 短期滞在査証の発給手続の簡素化                                      |              |
| 060050  | 韓国人修学旅行生・スポーツ・文化交流団体等に対する査証免除     | C       | IV      | 国際交流の促進を図るという点は理解できるが、入国した外国人は入国後自由に国内を移動できることに鑑み、特区としての対応にならず、全国レベルで対応すべき問題。将来的課題として検討したい。韓国人については、昨年1月より大幅な査証緩和措置がとられている他、全国レベルでの査証免除についても、韓国側と協議を行っている。 | 貴省回答によれば「全国レベルで対応すべき問題。将来的課題として検討したい」とのことであるが、その検討内容、実施時期につき明らかにされたい。<br>また、地方公共団体が関与する等により特区において先行実施できないか、検討し、回答されたい。 |              |              | 査証免除措置の実施については、政治的、経済的、社会的、公安上の諸要因を総合的に考慮して検討する必要があるところ、相手国との関係等もあり、現時点で検討内容、実施時期等を明らかにすることは困難である。なお、入国した外国人の移動を制限できない以上、査証免除措置は全国レベルにおける対応が不可欠であり、特区での先行実施は困難である。 | 地方公共団体が不法滞在にならないよう適切な措置を講じることにより、特定の国や目的により、査証免除措置がとれないか我が国の観光振興の観点からも検討し、回答されたい   | B,C          |              | 2090010               | 菊池市(43210)           | 韓国修学旅行生等の査証発給の特例 | 韓国修学旅行生等の査証発給の特例                                     |              |
| 060050  | 韓国人修学旅行生・スポーツ・文化交流団体等に対する査証免除     | C       | IV      | 国際交流の促進を図るという点は理解できるが、入国した外国人は入国後自由に国内を移動できることに鑑み、特区としての対応にならず、全国レベルで対応すべき問題。将来的課題として検討したい。韓国人については、昨年1月より大幅な査証緩和措置がとられている他、全国レベルでの査証免除についても、韓国側と協議を行っている。 | 貴省回答によれば「全国レベルで対応すべき問題。将来的課題として検討したい」とのことであるが、その検討内容、実施時期につき明らかにされたい。<br>また、地方公共団体が関与する等により特区において先行実施できないか、検討し、回答されたい。 |              |              | 査証免除措置の実施については、政治的、経済的、社会的、公安上の諸要因を総合的に考慮して検討する必要があるところ、相手国との関係等もあり、現時点で検討内容、実施時期等を明らかにすることは困難である。なお、入国した外国人の移動を制限できない以上、査証免除措置は全国レベルにおける対応が不可欠であり、特区での先行実施は困難である。 | 地方公共団体が不法滞在にならないよう適切な措置を講じることにより、特定の国や目的により、査証免除措置がとれないか我が国の観光振興の観点からも検討し、回答されたい   | B,C          |              | 5083010               | 熊本県菊池市               |                  | 韓国修学旅行生等の査証発給の特例                                     |              |

| 2.管理コード | 3.規制の特例事項名               | 6.措置の分類 | 7.措置の内容 | 8.措置の概要(対応策)  | 11.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請   | 12.措置の分類の見直し | 13.措置の内容の見直し | 14.各省庁からの再検討要請に対する回答   | 15.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請   | 16.措置の分類の見直し | 17.措置の内容の見直し | 18.各省庁からの再々検討要請に対する回答   | 規制特例提案事項管理番号 | 提案主体名      | 特区計画の名称     | 規制の特例事項(事項名)          |
|---------|--------------------------|---------|---------|---|--|--------------|--------------|--|---|--------------|--------------|---|--------------|------------|-------------|-----------------------|
| 060060  | 台湾人修学旅行生に対する査証免除         | C       |         | 国際交流の促進を図るという点は理解できるが、入国した外国人は入国後自由に国内を移動できることに鑑み、特区としての対応になじまず、全国レベルで対応すべき問題。将来的課題として検討したい。なお、台湾人については、修学旅行生を含め、5年の数次査証を発給している。  | 貴省回答によれば「全国レベルで対応すべき問題。将来的課題として検討したい」とのことであるが、その検討内容、実施時期につき明らかにされたい。また、地方公共団体が関与する等により特区において先行実施できないか、検討し、回答されたい。 |              |              | 査証免除措置の実施については、政治的、経済的、社会的、公安上の諸要因を総合的に考慮して検討する必要があるところ、相手国との関係等もあり、現時点で検討内容、実施時期等を明らかにすることは困難である。なお、入国した外国人の移動を制限できない以上、査証免除措置は全国レベルにおける対応が不可欠であり、特区での先行実施は困難である。   | 地方公共団体が不法滞在にならないよう適切な措置を講じることにより、特定の国や目的により、査証免除措置がとれないか我が国の観光振興の観点からも検討し、回答されたい      | C            |              | 査証免除については全国レベルにおける対応が不可欠であるところ、台湾人修学旅行生についての全国レベルでの査証免除については将来の検討課題と致したい。   | 2151010      | 石垣市(47207) | 観光ビザ発給要件の緩和 | 観光ビザ発給要件の緩和           |
| 060070  | 台湾人、香港人、韓国人団体観光客に対する査証免除 | C       |         | 国際交流の促進を図るという点は理解できるが、入国した外国人は入国後自由に国内を移動できることに鑑み、特区としての対応になじまず、全国レベルで対応すべき問題。将来的課題として検討したい。なお、韓国人に対しては、昨年1月より大幅に査証緩和を行った他、全国レベルでの査証免除についても、韓国側と協議を続けている。また、台湾人については、5年の数次査証を、香港人については、旅券の種類により1年又は3年の数次査証を発給している。                          | 貴省回答によれば「全国レベルで対応すべき問題。将来的課題として検討したい」とのことであるが、その検討内容、実施時期につき明らかにされたい。また、地方公共団体が関与する等により特区において先行実施できないか、検討し、回答されたい。 |              |              | 査証免除措置の実施については、政治的、経済的、社会的、公安上の諸要因を総合的に考慮して検討する必要があるところ、相手国との関係等もあり、現時点で検討内容、実施時期等を明らかにすることは困難である。なお、入国した外国人の移動を制限できない以上、査証免除措置は全国レベルにおける対応が不可欠であり、特区での先行実施は困難である。   | 地方公共団体が不法滞在にならないよう適切な措置を講じることにより、特定の国や目的により、査証免除措置がとれないか我が国の観光振興の観点からも検討し、回答されたい      | B,C          |              | 査証免除については全国レベルにおける対応が不可欠であるところ、韓国人修学旅行生についての全国レベルでの査証免除については平成16年度中の実現を目指すことと致したい。  | 2160010      | 沖縄県(47000) | 国際観光保養特区    | 査証発給の特例の条件緩和          |
| 060080  | 市町村における旅券申請受付 交付事務の実施    | C       |         | 地方自治法252条の17の2に基づく条例による事務処理の特例措置とは、都道府県が市町村の規模能力等に応じて地域において事務配分を定めることを可能とする制度である。このため、静岡県が行う事務を再配分するか否かは、当該提案市の意向ではなく、静岡県が当該提案市の規模能力等をどのように判断しているかに係っている。また、本件提案内容は、現行法の枠組みにおいて、県の出張サービス等の対応により十分に実現可能なものでもあり、外務省と静岡県との間でその方向で相談しているところである。 | 事務処理委任を制限する根拠を明らかにされたい。市町村の求めに応じて、都道府県が判断すれば委任できる制度とすべきではないか。  |              |              | 1.旅券は名義人の国籍と身分を対外的に証明する公文書であり、その重要性から、旅券申請を受理する際及び旅券を交付する際には厳格な本人確認を行う必要がある。また、近年、旅券の不正取得が激増している事情に鑑みても、地方自治法の改正により旅券取扱事務の一部が法定受託事務となった後もこれまで以上に厳格な旅券発給体制を確保する必要がある。<br>2.また、旅券を発給するに当たっては、行政の均一性を図る見地から、設備・通信体制の整備及び職員の訓練・研修等の拡充等を図ることが必要であるが、旅券発給事務の一部を数多くの市町村に委託した場合、これらを確保することは大変非効率的である。<br>3.以上のことから、旅券事務は、都道府県のレベルにおいて行うことが適当であることから旅券法において地方自治法の適用除外が定められたものである。 | 貴省回答では事務処理委任を制限する根拠について明確に回答していない。市町村の求めに応じて、都道府県が判断すれば委任できる制度とすべきではないか、再度検討し、回答されたい。 | C            |              | 1.国が都道府県に委託している旅券事務は、地方自治法第2条第5項にいう「都道府県が処理すべき事務」のうち、「(市町村)の規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない」と認められるものにあたりと解される。このため、地方自治法上からも、都道府県が行うこととされている旅券事務は、原則都道府県が処理すべきものである。また、旅券法が地方自治法の事務処理特例等の制度を適用除外する趣旨は、都道府県が行う旅券事務を規模能力等が千差万別である市町村全てが行うことは膨大な財政措置を伴うことから現実的でないとの考えである。<br>2.また、仮に市が都道府県が行っている旅券事務の一部を処理する場合には、その事務は当該市が処理する事務となり、その裨益は当該市民に限られることとなる。この結果、最寄りの周辺自治体の住民は当該市のサービスを利用できないというデメリットが発生する。広域サービスが実現できるという点においては、都道府県による現行体制は市町村が執行するいかなる場合と比しても優れているとの考えである。<br>3.従って、現行法の枠組みの中で県の出張サービス等の対応等静岡県との間で検討しているところである。 | 2244010      | 掛川市(Q2213) | 国際交流振興特区    | 旅券法による地方自治法の適用除外規定の緩和 |